

○総務省令第四十五号

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十五号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月七日

総務大臣 金子 恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>（法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）</p> <p>第九条の二 「略」</p> <p>〔2〕37 略〕</p>	<p>（法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）</p> <p>第九条の二 「同上」</p> <p>〔2〕37 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>38 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第二十五項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第九条の四第二十五項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車在新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。第九条の四第二十五項において同じ。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十七項まで、第二十項、第二十一項及び第二十四項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項及び第三十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。</p> <p>（法第五百七条第一項第一号イの乗用車等）</p> <p>第九条の四 「略」</p> <p>〔2〕24 略〕</p>	<p>（法第五百七条第一項第一号イの乗用車等）</p> <p>第九条の四 「同上」</p> <p>〔2〕24 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>25 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車在新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十二項まで（これらの規定を第二十三項及び第二十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。</p> <p>（法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）</p> <p>第十五条の九 「略」</p> <p>〔2〕15 略〕</p>	<p>（法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）</p> <p>第十五条の九 「同上」</p> <p>〔2〕15 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>16 国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第十五条の十一第七項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他</p>	

不正の手段を含む。第十五条の十一第七項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルをいう。第十五条の十一第七項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第五項及び第八項（これらの規定を第十二項及び第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等）

第十五条の十一 「略」

〔2〕6 略〕

71 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第一項から第四項まで（これらの規定を第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

附 則

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一 「略」

〔2〕12 略〕

13 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十三号に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

〔14〕20 略〕

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 「略」

〔2〕13 略〕

14 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等を含む。）以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通

（法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等）

第十五条の十一 「同上」

〔2〕6 同上〕

〔新設〕

附 則

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一 「同上」

〔2〕12 同上〕

13 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

〔14〕20 同上〕

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 「同上」

〔2〕13 同上〕

〔新設〕

大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルという。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第三項から第六項まで及び第八項から第十三項までの規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（法附則第三十条第二項第一号の基準等）

第八条の三の五 「略」

「2～8 略」

9 国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等という。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルという。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第三項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（法附則第三十条第二項第一号の基準等）

第八条の三の五 「同上」

「2～8 同上」

「新設」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条の十一第十三項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。